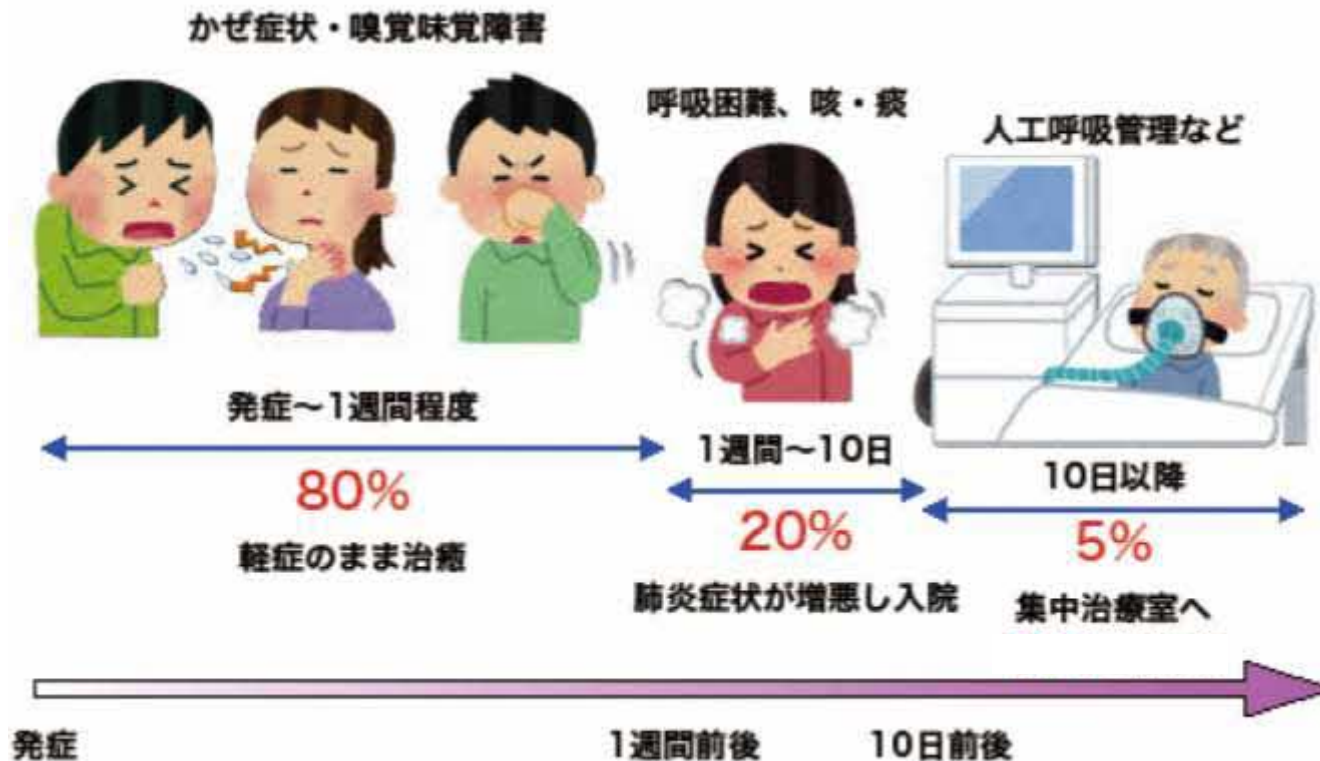


3. 感染したかもしれないとき

4 それでも感染したら

病院又は宿泊療養施設等で療養することになります。



<退院基準>

- 有症状者は、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合等
- 無症状の方は、陽性確定に係る検体採取日から10日間経過した場合等

※ 退院後も4週間は自ら健康観察し、症状が出た場合、速やかに「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」等に相談

【出典】厚生労働省「新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き(第3版)」を基に北海道作成